

農業者向け 原油価格・物価高騰対策 給付金を始めます！



沼田市では、
新型コロナウイルス感染症拡大の渦中にあり、
原油価格・物価高騰の影響により経済的に大きな影響
を受けている市内の農業者の経営支援を目的として
給付金を交付します。

対象農業者

令和4年4月1日時点において沼田市内に住所を有する方
または事業所を有する法人で、
裏面の要件を満たす農業者（個人農業者、農業法人）

給付金額

個人
合計所得が500万円以下で
令和3年分の農業収入額が
100万円以上500万円未満 : 5万円
500万円以上1,000万円未満 : 15万円
1,000万円以上 : 30万円

法人
直近の課税における
法人市民税法人税割が非課税
: 30万円

支給方法

申請者への口座振込

申請期間

令和4年8月15日(月)から11月30日(水)

申請方法

期限までに沼田市経済部農林課農業振興係へ申請
(申請書及び添付書類を窓口へ持参または郵送(11月30日の消印有効))

申請様式の入手方法

沼田市ホームページ上からダウンロードまたは、
次の窓口でお受け取りください。

- ・沼田市役所 農林課 (テラス沼田5階16番窓口)
- ・白沢支所 地域係
- ・利根支所 地域係
- ・利南地区コミュニティセンター
- ・池田地区コミュニティセンター
- ・薄根地区コミュニティセンター
- ・川田地区コミュニティセンター



○問い合わせ先 **農林課農業振興係** 23-2111 (内線5016. 5017. 5018)

「沼田市原油価格・物価高騰対策農業者給付金」
対象の農業者と申請書類等のご案内

対象となる農業者	令和4年4月1日時点において沼田市内に住所を有する個人農業者又は事業所を有する農業法人が対象となります。
対象となる要件	
個人農業者：	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年分の農業収入を申告している。 ② 令和3年分の農業収入が100万円以上かつ合計所得金額が500万円以下であること。 ③ 農業収入に占める農業所得の割合が6割未満であること。
農業法人：	直近の課税における法人市民税法人税割が非課税であること。
<u>ただし、申請者及びその世帯員全員に市税等の滞納がないこと</u>	

申請必要書類	
申請者すべて	<p>沼田市原油価格・物価高騰対策農業者給付金申請書兼請求書(様式第1号)</p> <p>※ 沼田市ホームページまたは表面に記載の窓口にあります。</p>
個人農業者	<p>令和3年分の確定申告書の写し及び収支内訳書の写しまたは住民税申告書(表裏両面)の写し</p> <p>本人確認書類(マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)</p>
法人農業者	<p>直近の事業年度の税申告書の写し及び農業に係る経費の内訳(肥料費、諸材料費、動力光熱費等)がわかる書類並びに出荷伝票</p>
申請者すべて	<p>振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写しまたはキャッシュカードの両面の写し</p>

※ この他にも、書類が必要となる場合もあります。

申請書提出先	沼田市経済部農林課農業振興係(テラス沼田 5階16番窓口)
---------------	-------------------------------

※郵送の場合は、〒378-8501沼田市下之町888(11月30日の消印有効)